

青梅市文化交流センター条例

上記の議案を提出する。

平成30年9月6日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

市民に文化活動および地域交流の場を提供し、生涯にわたる学習活動を総合的に支援することにより、生活文化の向上と生涯学習の振興に寄与するため、青梅市文化交流センターを設置したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市文化交流センター条例

(設置)

第1条 市民に文化活動および地域交流の場を提供し、生涯にわたる学習活動を総合的に支援することにより、生活文化の向上と生涯学習の振興に寄与するため、東京都青梅市上町374番地に青梅市文化交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(管理)

第2条 センターは、青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化活動および地域交流の場の提供に関すること。
- (2) 生涯学習活動の総合的な支援に関すること。
- (3) 施設を一般の利用に供すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に掲げる設置の趣旨に照らし、委員会が必要と認める事業

(使用の承認)

第4条 センターを使用しようとする者は、青梅市教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定めるところにより、委員会の承認を受けなければならない。

2 委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しない。

(1) 公益を害し、または秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が使用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第6条 センターの使用料は、別表のとおりとする。

2 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、委員会規則で定めるところにより、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国または地方公共団体その他これらに類する団体に使用を承認したときは、別に納期を指定して使用料を徴収することができる。

3 前項の規定にかかわらず、使用者に特別の事情があると認めるときは、委員会規則で定めるところにより、使用料を減額または免除することができる。

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会規則で定めるところにより、その全部または一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責めによらない理由により使用できなかったとき。

(2) 委員会が公益上その他やむを得ない理由により使用を取り消し、または使用を中止させたとき。

(3) 使用者が使用を開始する7日前までに使用の取消しの申出をし、委

員会がこれを承認したとき。

(休館日)

第8条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

(1) 毎月第3月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日とする。

(2) 1月1日から同月3日まで

(3) 12月29日から同月31日まで

(使用期間)

第9条 センターは、同一人が同一施設を引き続き7日を超えて使用することはできない。ただし、委員会が特に必要と認めるとき、または管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用時間)

第10条 センターの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項に定める使用時間について委員会が特に必要と認めるときは、これを短縮または延長することができる。

(目的外使用の禁止)

第11条 使用者は、承認を受けた目的以外にセンターを使用してはならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

第13条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消し、または使用を中止させることができる。

(1) この条例またはこれにもとづく委員会規則に違反したとき。

(2) 使用の目的または使用の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき。

2 前項の場合、使用者において損害を生ずることがあっても、青梅市は、その賠償の責めを負わない。

(設備変更の禁止等)

第14条 使用者は、センターに特別の設備をし、または変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、使用を終了したときは、ただちに設備を原状に復さなければならない。第13条第1項の規定により使用の承認を取り消され、または使用を中止させられたときもまた同様とする。

(損害賠償)

第16条 使用者は、使用に際し、センターおよび付帯設備に損害を生じさせた場合は、委員会が相当と認める額を賠償しなければならない。

(販売行為等の禁止)

第17条 何人もセンターおよびその敷地内においては、物品の販売行為等をしてはならない。ただし、委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において委員会規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の承認の申請その他センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(青梅市市民センター条例の一部改正)

- 3 青梅市市民センター条例（昭和51年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1 青梅市青梅市民センターの項中「仲町268番地の9」を「上町374番地」に改める。

別表第2 市民センター使用料表中

「

青梅市青		人	円	円	円	円	円	円
------	--	---	---	---	---	---	---	---

梅市民セ ンター	会議室		40	300	200	200	250	250	1,200
	多目的室		15	300	200	200	250	250	1,200
	ミーティング ルーム		10	300	200	200	250	250	1,200
	体育館	全面	233	1,800	1,200	1,200	1,500	1,500	7,200
		半面		900	600	600	750	750	3,600

」

を

「

青梅市青 梅市民セ ンター	天ヶ瀬 体育館	全面	233	円	円	円	円	円	円
		半面		900	600	600	750	750	3,600

」

に改める。

(青梅市釜の淵市民館条例の廃止)

- 4 青梅市釜の淵市民館条例（昭和58年条例第15号）は、廃止する。

(青梅市ふれあいセンター条例の一部改正)

- 5 青梅市ふれあいセンター条例（平成3年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「青梅市御岳山ふれあい」を削る。

第19条第2号中「（青梅市御岳山ふれあいセンターに限る。）」を削る。

別表1 青梅市永山ふれあいセンターの項を削る。

別表2 センター使用料表 青梅市永山ふれあいセンターの部を削る。

別表（第6条関係）

センター使用料表

1 多目的ホール

区分	定員	午前	午後	夜間	全日
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
		円	円	円	円

平日	271 人	5,000	6,000	9,000	18,000
日曜日、土曜日および休日		7,000	8,000	11,000	23,000

備考

- 1 使用時間の延長は、管理上支障のない場合で、当該延長時間が1時間未満に限り承認し、この場合は、使用料に100分の30を乗じて得た額を追徴する。
- 2 午前と午後または午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。
- 3 使用者が会場設営等のために使用する場合の使用料は、委員会の承認を受けた場合に限り、規定使用料に100分の50を乗じて得た額とすることができる。
- 4 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の使用料は、次に掲げる額を使用料に加算する。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。
 - (1) 入場料が1人当たり1,000円以上2,000円未満の場合 使用料に100分の20を乗じて得た額
 - (2) 入場料が1人当たり2,000円以上3,000円未満の場合 使用料に100分の40を乗じて得た額
 - (3) 入場料が1人当たり3,000円以上5,000円未満の場合 使用料に100分の60を乗じて得た額
 - (4) 入場料が1人当たり5,000円以上の場合 使用料に100分の100を乗じて得た額
- 5 多目的ホールに付属する器具等の使用料については、委員会規則で定める。

2 多目的ホール以外の施設

区分	定員	午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2	全日
		午前9時～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時30分	午後7時30分～午後10時	午前9時～午後10時

	人	円	円	円	円	円	円
文化活動室 A	50	1,000	700	700	750	750	3,900
文化活動室 B	30	500	400	400	450	450	2,200
文化活動室 C	10	200	150	150	200	200	900
文化活動室 D	10	200	150	150	200	200	900
バンドルーム	40	500	400	400	450	450	2,200
研修室 A	50	1,000	700	700	750	750	3,900
研修室 B	50	1,000	700	700	750	750	3,900
研修室 C	20	500	400	400	450	450	2,200
研修室 D	10	200	150	150	200	200	900
アートルーム	20	500	400	400	450	450	2,200
実習室	30	500	400	400	450	450	2,200
会議室 A	50	1,000	700	700	750	750	3,900
会議室 B	30	500	400	400	450	450	2,200
会議室 C	25	500	400	400	450	450	2,200
会議室 D	25	500	400	400	450	450	2,200
ミーティングルーム A	10	200	150	150	200	200	900
ミーティングルーム B	10	200	150	150	200	200	900
和室 A	15	200	150	150	200	200	900
和室 B	15	200	150	150	200	200	900

備考

- 1 使用時間の延長は、管理上支障のない場合で、当該延長時間が1時間未満に限り承認し、この場合は、使用料に100分の30を乗じて得た額を追徴する。
- 2 午前と午後1を引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。
- 3 前記1多目的ホールの表備考3から5までの規定は、この表に定める施設について準用する。

○付則第5項による改正（青梅市ふれあいセンター条例（平成3年条例第25号））

改正後	現行	備考																																																										
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の規定により、指定管理者に_____センターの管理を行わせる場合においては、第3条、第4条、第5条第1項、第7条、第9条および第13条中「委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第19条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) センターの使用の承認に関する業務</p> <p>(3) 略</p> <p>別表1（第1条関係）</p> <table border="1" data-bbox="183 871 985 954"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2（第6条関係）</p> <p>センター使用料表</p> <table border="1" data-bbox="183 1145 985 1449"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">定員</th> <th>午前</th> <th>午後1</th> <th>午後2</th> <th>夜間1</th> <th>夜間2</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前9時～正午</th> <th>午後1時～午後3時</th> <th>午後3時～午後5時</th> <th>午後5時～午後7時30分</th> <th>午後7時30分～午後10時</th> <th>午前9時～午後10時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		名称	区分	定員	午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2	全日	午前9時～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時30分	午後7時30分～午後10時	午前9時～午後10時										<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の規定により、指定管理者に<u>青梅市御岳山ふれあいセンター</u>の管理を行わせる場合においては、第3条、第4条、第5条第1項、第7条、第9条および第13条中「委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第19条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) センターの使用の承認に関する業務<u>（青梅市御岳山ふれあいセンターに限る。）</u></p> <p>(3) 略</p> <p>別表1（第1条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1088 871 1890 1031"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>青梅市永山ふれあいセンター</td> <td>東京都青梅市勝沼2丁目160番地の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2（第6条関係）</p> <p>センター使用料表</p> <table border="1" data-bbox="1088 1145 1890 1449"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">定員</th> <th>午前</th> <th>午後1</th> <th>午後2</th> <th>夜間1</th> <th>夜間2</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前9時～正午</th> <th>午後1時～午後3時</th> <th>午後3時～午後5時</th> <th>午後5時～午後7時30分</th> <th>午後7時30分～午後10時</th> <th>午前9時～午後10時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		青梅市永山ふれあいセンター	東京都青梅市勝沼2丁目160番地の2	名称	区分	定員	午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2	全日	午前9時～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時30分	午後7時30分～午後10時	午前9時～午後10時										
名称	位置																																																											
略																																																												
名称	区分	定員	午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2	全日																																																				
			午前9時～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時30分	午後7時30分～午後10時	午前9時～午後10時																																																				
名称	位置																																																											
略																																																												
青梅市永山ふれあいセンター	東京都青梅市勝沼2丁目160番地の2																																																											
名称	区分	定員	午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2	全日																																																				
			午前9時～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時	午後5時～午後7時30分	午後7時30分～午後10時	午前9時～午後10時																																																				

略

備考 略

略								
青梅市	会議室	12	300	200	200	250	250	1,200
永山ふ	創作室	20	300	200	200	250	250	1,200
れあい	研修室	45	300	200	200	250	250	1,200
センタ								
二	活動室	20	300	200	200	250	250	1,200
	和室	20	300	200	200	250	250	1,200
	多目的ホー	80	600	400	400	500	500	2,400
	ル							

備考 略